

## 第19回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金） 午後2時00分～午後2時27分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（19名）
4. 欠席委員（0名）

### 5. 議案

#### 議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法18条6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員（3名）

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から10月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が3名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。皆さんも感じておりますとおり、非常に暖かいということで、なかなか季節が前に向いて進まないという状態ですが、農作物のほうは富有柿や若松の出荷が始まったようです。作業のほうは、十分に気を付けて行っていただきたいと思います。また、台風が発生しております。農作物への被害も心配されますので、注意して管理していただければと思います。

それでは、ただいまより第19回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、12件、報告第2号、農地法18条第6項の規定による届出について、1件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、5件、議案第4号、非農地証明について、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、1件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくをお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は12件でございます。議案書のほうは1ページから16ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、8ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ております。本件は、●地区担当の委員さんになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。報告第2号についてご説明いたします。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

内子町●の農地、畑1筆 1,074㎡で、貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

書類に不備もありませんでしたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページをご覧ください。議案第1号について

事務局

ご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 493㎡、畑7筆 4,955㎡、合計5,448㎡です。

譲渡人は、兵庫県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは●の内子町新規就農者研修滞在施設にて研修中で、今後●さんから住宅や田・畑を購入予定であります。●さんは、露地野菜やブドウ・栗を栽培予定であり、生産に必要な農機具は、噴霧器・草刈機・チェーンソーを所有し、軽トラ（借入）・トラクター（譲受）・草刈機（譲受）については借入や譲受予定であります。また、必要な農機具があれば積極的に購入予定でもあります。農作業経験は、農業歴2年、農作業の従事日数年間200日であり、新規就農であります。農業技術修学を1年半受講され、今後も地域の方々から指導を受けられるので必要な技術はあります。また、申請地は車で30分ですが、●さんの住宅を購入予定であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

10月21日に、農業委員の●さんと一緒に、●事務所に電話で聞きました。

譲渡人の●さんは、神戸市●にお住まいで、●にある住宅とその周辺の農地を●にお住まいの●さんに売買することになったそうです。

●さんは、新規就農であります。現在、内子町新規就農者研修滞在施設にお住まいで、農業研修に励んでおります。また、今後、露地野菜・ブドウ・栗を栽培予定です。

また、●さんは農業歴が2年ですが、夫の●さんと一緒に農業行うとのこと。軽トラ（借入）・トラクター（譲受）・管理機（譲受）は、借入譲受予定で、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して農

●番  
●委員

業に励まれるとのことですので。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については取り下げになりました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。議案第3号の1、議案第3号の2、議案第3号の3、議案第3号の4、議案第3号の5は関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の1から議案第3号5について説明いたします。議案書の23、24ページをご覧ください。これらの案件は、松山自動車道の4車線化工事に伴う転用で、3年間の一時転用申請となります。工事では、現場へのアクセス道として町道●線を利用しますが、工事用車両の通行に支障がある場所があることから、部分的に道幅を拡幅するとともに、沿線上に工事用の車両置場及び資材置場を設けて利用するものです。なお、資材置場は工事用の残土置場として利用する計画となっております。

それでは、まず議案第3号の1及び議案第3号の2について説明いたします。地図の方は、25から30ページになります。23ページにお戻りください。

申請地は、内子町●番、畑 2, 412㎡のうち 859㎡、内子町●番、田 622㎡のうち 81㎡、内子町●番、畑 1, 526㎡のうち 239㎡、内子町●番、畑 530㎡のうち 251㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、内子町●の●さんです。

借受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、工事用資材置場、工事用道路です。

それでは、別紙調査書の2ページ、3ページをご覧ください。申請地につきましては、農振整備計画において定められた農用区域内にある農地で、農用区域内農地と判断されますが、例外許可事由の「仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはない場合」に該当することから、立地基準に適合しております。

一般基準につきましては、調査書のとおりです。砂利や鉄板を敷いて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透や水路へ排水することから、周辺への影響は少ないものと見込まれます。また、工事完了後は、通行用の鉄板を全て撤去し、農地として利用できるよう小石等を除去して農地の復元を図るとともに、法面部分については、法面保護工を行って土砂の流出を防止する計画となっております。

事務局としましては、利用後に農地に戻すための農地復元計画書が提出されており、他に適地はなく、周辺への影響も少ないものと見込まれるため、この転用目的には問題がなく許可相当の案件ではないかと考えております。

次に、議案第3号の3、議案第3号の4、議案第3号の5について説明いたします。議案書の23、24ページをご覧ください。地図の方は、31から39ページになります。23ページにお戻りください。

申請地は、内子町●、畑 1, 107㎡、内子町●、畑 3, 465㎡のうち 769㎡、内子町●、畑 962㎡のうち 113㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さんです。

借受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、工事用資材置場、工事用車両置場、工事用道路です。

それでは、別紙調査書の4ページから6ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。

一般基準につきましては、調査書のとおりです。地面を押し固めたり、砂利や鉄板を敷いて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透や水路へ排水することから、周辺への影響は少ないものと見込まれます。また、工事完了後は、通行用の鉄板は全て撤去し、農地として利用できるよう小石等を除去して農地の復元を図るとともに、法面部分については、法面保護工を行って土砂の流出を防止する計画となっております。

事務局としましては、利用後に農地に戻すための農地復元計画書が提出

事務局

されており、他に適地はなく、周辺への影響も少ないものと見込まれるため、この転用目的には問題がなく許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

10月17日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、賃貸人の●さんは、高速道路の工事に当たり、●線を利用するとのことですが、道幅が狭い場所があり大型車両が通行できないことから必要箇所を拡幅したいとのことです。また、沿線に工事車両の車両置場や資材置場を設けて利用したいとのことです。

申請地は、どの土地も道路沿いであり、転用による周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、一時転用については特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。採決につきましては、議案ごとに行います。議案第3号の1を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の2を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の3を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の4を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の5を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の40ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は、41、42ページになります。40ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆 10,895㎡、山林1筆 1,991㎡です。山林につきましては、平成11年の農地法第5条申請の際に、現況地目が田として転用許可を受けておりますので今回申請が出ております。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。現地写真は、8、9ページになります。7ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は平成11年6月24日付けで農地法第5条申請の許可を受け、住宅団地として造成を行いました。造成工事は完了しましたが、住宅地としての分譲計画は進まず、造成したままの状態が現在に至っております。許可後20年以上経過しており、現在は雑草が

事務局

茂った状態となっております。

また、判断基準である4項目は全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

10月17日、農業委員の●さんと一緒に行きました。また、●に会って話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は議案書にある地図のとおりで、●の●の近くの土地です。市町村合併前の旧内子町時代に、農地法第5条の許可を受けて住宅団地として造成されております。現地に行き確認しましたが、申請地の造成工事は既に終わっております。現在は、雑草などが茂っていますが、5条許可のとおり住宅団地として転用されていますので、非農地と判断して問題無いものと思われま

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の43ページをご覧ください。内子町長より令和6年10月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年10月31日です。

集積計画の概要ですが、44ページをご覧ください。利用権の再設定で、畑1筆 2,956㎡です。

集積計画の内訳については、45ページをご覧ください。

事務局

1番 内子町●の農地、畑1筆 2,956㎡です。  
貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、伊予市●の●さんで、賃借権の再設定です。

以上、農作業常時従事日数など耕作のための要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。